

JA 全厚連会長賞表彰規程

施行 令和2年7月10日

〔表彰の趣旨〕新しい令和の時代に入り、JA 厚生連病院の果たす役割を広く内外に伝え、今後も厚生連が継続・発展するよう、JA 全厚連・中村純誠代表理事理事長から JA 全厚連会長賞を設置し、地域医療に貢献している医師の功績を称えたいとの提案に賛同し、新設する。

第1条 全国厚生農業協同組合連合会は、一般社団法人日本農村医学会において、地域医療に貢献した JA 厚生連に勤務する医師に対して、JA 全厚連会長賞を授賞する。

第2条 JA 全厚連会長賞は、日本農村医学会の理事、監事、評議員（以下、役員という）の推薦により、同会の常任理事会および理事会の審議をへて、全国厚生農業協同組合連合会代表理事会長に推薦する。

第3条 日本農村医学会の会員は、役員に JA 全厚連会長賞の推薦を申出ることができる。

第4条 推薦したい業績あるいは功績があるときは、候補者の氏名、所属、業績あるいは功績内容ならびに推薦理由（500～1,000字）を記した推薦書を学会事務局に提出する。

第5条 表彰は通常総会において行う。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. JA 全厚連会長賞表彰規程は令和2年7月10日から施行する。